
朝来市議会政治倫理審査会

令和6年7月11日（木曜日）

日 時 令和6年7月11日（木）午後1時00分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項
- (1) 令和6年5月1日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

| | |
|------|------|
| 藤原正伸 | 水田文夫 |
| 横尾正信 | 加藤貴之 |
| 嵯峨山博 | 淵本稔 |

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局次長 ————— 宮元広司君 議会事務局主幹 ————— 榎谷進一君

午後1時00分開会

○委員長（藤原 正伸君） 皆さん、こんにちは。大変御苦労さまです。

これから、第9回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

初めに、日程についてお諮りします。

日程につきましては、本日1日限りにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定しました。

それでは、ただいまから令和6年5月1日付審査付託につきまして審査を行います。

前回に引き続いて、整理をしていきたいと思えます。

前回は一通り、30号につきまして評議をしていただき、各自の結論も報告をしていただいたところございまして、少々その評議の内容を確認していく中で、そろそろしっかりとその大前提に

戻って確認をしておかなければいけないというふうに考えましたので、判断基準につきまして、ちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。そして、御意見をいただきたいというふうに思っております。

今回の審査請求に係ります事由の該当条項は、何度も申し上げておりますとおり、朝来市議会議員倫理条例の第3条第1項第1号の条文でございます。市民全体の代表としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を行わないこと、これの該当性を判断していこうという審査でございます。

遵守すべきこの政治倫理基準の、この1号の原則なんですけれども、これも審査会の冒頭に言いましたとおり、包括的な内容の規定になっておりますので、適用についてはいろいろな自治体でも、その具体的な基準を定立することを一生懸命やっております。既にそれを見越してといたしますか、横尾委員からも何度も御指摘がありましたけれども、十数か条の条項を設けて具体的な事例を列挙していく努力をしているところもございますし、それから逐条解説の中で、詳しくその行為の内容を説明しているところもあります。

前回の、第30号を審査する過程で問題となりますのは、虚偽発言。虚偽というと非常に耳障りが悪いんですけれども、要するに事実と異なる発言ということですね、虚偽発言。それから、名誉毀損となる行為。名誉毀損罪では、何度も言いますが、罪ではないです。名誉毀損となるような、他人の名誉を毀損するような行為。これをおおよそ各条項で明示する自治体もあれば、逐条解説で説明をしている自治体もあって、本市でもこの市民全体の代表として、その品位と名誉を損なう行為として、この虚偽発言、それから名誉毀損となる行為、これを取り上げることについては、皆さん御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですかね。

それでは、前回やりました30号については、それが基本だと、柱だと。つまり判断基準の根幹であるということになります。

虚偽発言、今も言いましたけれども、虚偽というと非常に強いんですけれども、大概の自治体での倫理条例上の意味合いとしては、先ほどちょっと言いました、事実でない発言、あるいは誤解を招くような発言、それは慎んでくださいと、こういう言い方でしておりますので、人をだまそうとしてうそをつくとか、そういうレベルの話ではございませんので、これは名誉毀損罪との兼ね合いもそうなんですけれども、そういう前提で考えていけばいいんじゃないかなというふうに思います。

これは、この審査会が始まってからずっと対立利益といたしますか、利益衡量の、一方の大きな利益である議員の発言の自由というものととの均衡を図ろうとする場合の考え方ということになりますので、そことの兼ね合いを見ながら、その内容については考えていかなければいけないというふうに思います。

そういう形ですので、前回もちょっと申立ての内容について大分御指摘がありまして、議論がぼやけていく中で、それを修正していただいたようなところもあるんですけれども、申立人はとにかく、虚偽の事実の適示によって名誉を毀損されたという申立てがあるので、そこに視点をき

っさり据えて審査してくださいというような注意喚起も、委員の方からは出ております。

ここまではよろしいでしょうかね。よろしいでしょうかね。いいですかね。

それで具体的に、では今の基準に当てはめて前回判断をしていただいたというふうには思っているんですけども、委員の皆さんのほうも、その御自覚でよろしいですか。よろしいですかね。

改めて基準のところからちょっとお話をさせてもらおうと思いましたが、そのように考えていったときに、先ほど言いましたとおり、議員は発言の自由というものが保障されているがゆえに、発言の正確性や公正性を保つ責任も負っているということの表現として、事実に基づいた正確な言葉遣いをしなければいけない、自分の発言が正確であることに注意を払っておかなければいけない、そういうことが課せられている。それが、先ほどの倫理というレベルの表現になるかなというふうには思っているんですけども、そういう注意義務があるんだということかと思えます。

そのように考えていったときに、これは前回御意見を皆さんの中からいただいたときに、すみません、加藤委員の御発言の中で、これ、毎回加藤委員は別にあれをするわけではないんですけども、今の基準を考えてきた中で、加藤委員の御発言の中でも、そのフロー図を撤回させるという文脈において、発言はここのときには名誉毀損には当たらずと、こういうことを御発言になってます。

私はそのときには思わなかったんですけども、要するに、一連の加藤議員のこの結論に至る御発言を改めて見ますと、これはいわゆる緊急避難的な思考をされたのかなというふうに思うわけです。そうであるとすれば、緊急避難っていうのは御承知のとおり、やむを得ずにした行為、やむを得ず不適切な言葉を使用して、フロー図を撤回させるためにやむを得ない行為だったんだと、こういう御主張だろうというふうに思うわけです。それでよろしいかね。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私の発言は、2つの意味があると思います。

1つは、委員長が今おっしゃったように、緊急避難的な意味合いがあるので、フロー図を撤回させるという目的にかなっていれば、一定程度発言は許されるというところが1つ。

もう一つは、発言が公益目的であるかどうかということです。基本的に私は、刑法 230 条の2の違法性阻却事由を考えながら私の意見をまとめているんですが、そこでは公共性と、公益目的であるかということと、真実性の、3つの条件が挙げられています。その中の公益目的であるかどうかというのは、やはり重要な観点だと思います。

そういう点で、フロー図を撤回させるということが、市役所と民間事業者の適切な関係を保つという点で非常に重要な観点だと思いますので、30号に関して言えば、公益目的を果たすために発言をしたと。したがって一定程度、違法性というか倫理違反というところは免れるのではないかと考えています。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） そうしますと、やはりもう一度お聞きしてよかったなと思うんですけども、順序が逆になりますと、その名誉毀損のほうのスタンダードとしての思考の過程での公益目的なんですけれども、通常その公益目的っていうのは有無が問題にはなりませんけれども、目的の程

度というものはそれほど問題にならなくて、むしろ、他の委員も指摘されましたように、真実性の程度、これが通常は問題になりますよね。それが間違った内容であれば、これはどんな公益目的であつても許されないということになります。

ただ、許されないんだけど、この責任を論じるときに、どうして間違えたのかというところの議論がまだ続くかと思うんですね。そのときには、どれだけの根拠をもってその発言をしたんですかと。それだけの根拠に基づいていけば、ある程度仕方ないですねと言われたときには、加藤委員が先ほど言われました、ある程度許されるという、そこにやっとなどり着けるのかなと思うわけです。ですので、公益があればもう直ちにそこに行けるという理屈にはならないかなというところで、その検討はなされたかどうかというところが、ちょっと気になったところなんです。

それともう一点気になったのは、もう一方のその緊急避難的な思考というときにも、緊急避難的思考であれば、これはやむを得なかったかどうか。これは、つまりはほかに取るべき方法はなかったのかと、それをしなければ避けられなかったのかということが問題になりますよね。

それを確認する必要があるし、それから緊急避難ということになりますと、これは法益権衡が求められますね。避けようとした害悪が侵害した害悪よりも重要なものでなければいけないと、その法益権衡を判断されたかどうか、その辺のところを、もしかして抜けてれば、加藤委員の意見の中にはそれを追加していただかないと説得力に欠けるかなというふうに思いますので、ちょっと再考はお願いしておきたいなというふうに思うわけです。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） もう 30 号は終わったんだと思ってるので、また次回言えるのかちょっと分からないんですけど、言えるのかというか、言ったところでどうなるのか分からないんですけど、委員長おっしゃるとおり、やっぱり真実性も大事で、やっぱり 3 点セットかなというふうに思っています。

真実性に関して言えば、30 号に関して言えば、私の意見では、虚偽である、間違っているというところは、代表が細見氏であるというところについては完全に間違った情報であります、ほかの 2 点と 1 点目は、何でしたっけ、ちょっとごめんなさいね。

○委員長（藤原 正伸君） 個人の団体だと。

○委員（加藤 貴之君） そう、個人の団体だと思っているというところ。

○委員長（藤原 正伸君） あと、市と関係のない団体だと。

○委員（加藤 貴之君） そう、市と関係のない団体や、そこについては誤解を招く表現ではありましたが、あのフロー図の中で公的な団体ではないということを表示したかったという明確な意図がありますので、本人の中では真実相当性があるのかなというふうに思っています。それが 1 点。

もう一つ、緊急避難の中で、均衡というのは正直考えておりません。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） そうですね。そこは、今、要するに終わったと思ってるとおっしゃいましたけれども、その報告書をまとめるまでにはまだまだ議論が可能だと私は思ってますので、御自

身の主張を組み立てる上では、そのところはちょっと検証しておいていただいて、また発言いただけるというかなというふうに思っていますので。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 意見を言う機会をいただきましてありがとうございます。その緊急避難の均衡については、私のほうで確認をします。

○委員長（藤原 正伸君） そうですね。そうすると、ではついでもうちょっと言いますと、緊急避難ということであれば、発生しつつある危険というのは現在してなきゃいけないということもありますのでね。目の前に迫ってなきゃいけないということもあります。ただ漠然と、将来こういうことになるだろうという、そういうものではないというようなところもありますので、できたらそういうところも含めて、全部とは言いませんけれども、突っ込みどころのないような理屈にしていただければありがたいかなというふうに思いますね。

そんなわけで、今申しましたとおり、最後に意見を報告書の中にまとめていく過程では、いろいろな意見が出ておりますので、できるだけそれを議長のほうには報告をし、本会議の中で他の議員の人に伝わり、判断の材料としていただけるような報告にしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

ごめんなさい、今申しましたことは当然、例えばこの前一応結論の表明をしていただいた多数意見の方についてもお考えをいただいて、多数意見がそれを採用しない理屈というのもお考えいただければいいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。すみません。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 今、加藤委員のほうから、30号は終わったと思ってたということでありました。今日のフォルダを見てますと、横尾委員のほうから、加藤議員のフェイスブックの資料も出ておるわけですが、私も加藤委員のフェイスブックを見せていただいたときに、前々回の委員会で、審査委員としての情報管理っていうのはいろんな影響があるので、取扱いを十分注意されたほうがいいんじゃないですかというようなことで提言もさせていただいたところでありました。委員長からも、強制ではないけれども自粛するよにということでありました。

前回の私は、違反ありですよ、審査会倫理に違反してますという判断をさせていただきました。それは、発言している内容が虚偽であるということと、その発言によって相手方が名誉を毀損されたという、この事実があったということ。それからフロー図には団体名が記載されておったので、それを取り下げるために虚偽発言を行って、相手の名誉を毀損するような、そういうことは駄目でしょうというようなところでの違反ありという判断をしたわけですが、加藤議員のフェイスブックを見ると、意図的にもう事業者を、何でしたっけね、何て書かれてましたか、そういう理由じゃなかったですよ。資料にありますか。いや、ごめんなさい。

○委員長（藤原 正伸君） これ、皆さんよろしいか。載せてよろしいか。会議の資料にしてよろしいか。よろしいか。お願ひします。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） これは恐らく、フェイスブックの誤りについてと書かれてありますので、フェイスブックから一部切り取って御意見をつくられているということですよ。

○委員（瀧本 稔君） 誰がつくられたんですか。

○委員長（藤原 正伸君） これは横尾委員、御自身ですよ。

一応、加藤議員のフェイスブックとして、出典何々とは表示されてませんが、横尾委員がつくられた資料だということなので、著作権の問題はないかとは思いますが。

○委員（嵯峨山 博君） ちょっとフェイスブックの内容を読ませていただいて、私の記憶がちょっと曖昧なので間違っていたら申し訳ないんですが、嵯峨山委員もフロー図があるかないかにかかわらず、Y議員は事業者Aを攻撃する意図を持っていたと主張しております。

それを違反ありというのは証拠不十分であるというようなことでありましたけれども、先ほど述べたように、私が違反ありとして判断したのは、そういうことではなくて、前回の会議録がないのでちょっと覚えてないですが、先ほど申し上げた内容でありました。

こういった情報が流れますと、例えば加藤議員にクレームを出した、では削除しますっていうことで、違いますよ、フェイスブックの記事を一旦削除されても、その記事は誰かが流してしまえば、もうずっと残ってしまいます。その内容が事実と異なっていれば、それこそ倫理に違反してしまう。だから、情報の取扱いを注意したほうがいいですよというふうになったんですけども、この辺がちょっと私は、クレームを入れたい、審査員であるなら、なお注意を払うべきだというふうには思っておるわけでありまして、その辺どうですか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 前に嵯峨山委員からその点について御注意を受けましたので、私はフェイスブックの記事については事実を基に書くように、もちろんしています。ただ 30 号に関しては、先ほど言ったように、決着がついたというふうな認識でございましたので、ある程度私の感想、主観的なことを入れているのは、この今出ている記事に関しては事実でございます。

また、その内容については、ちょっと全部見切れてないんですけど、今嵯峨山議員がおっしゃったことについては、吉田議員が、フロー図があろうとなかろうと、よふどの恵を攻撃する意思を持っていたという発言をされたのは、ちょっと具体的に議事録は分かりませんが、そういう御発言をされたのは記憶しています。

私はそれに対して、それは明確な証拠がないので、政治倫理違反であるとする証拠としては採用できないというふうに述べたということです。これについては、何も全く間違ったことは言いません。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 先ほども申しましたように、私が違反ありという根拠としたのはこれじゃないんですよ。このことじゃない。それで、あたかもこれを違反ありとしましたよ、嵯峨山は。この違反ありとする証拠は不十分じゃないか、こう読み取れるんですよ。読み方ですよ、受け取り

方、相手方の。事実を述べられてるかも分かりません。この発言をして、根拠がありませんね、そうやねっていうようなやり取りは、私も覚えてますよ。ただ、それを理由に僕は違反ありとはしてません。こういった情報の流し方が、僕は問題になるっていうふうに言ってたんですよ。

だから、いいですよ、僕は違反ありで。私が違反ありだった、嵯峨山は事実、違反ありだったというのは公表してもらってもいいですけども、こういう理由づけでやられて誤った情報を流されると、私自身、被害を受けませんか。

こういったことが、今の議会の中で、何でこんなことが起きるんだっていうふうになっちゃいますよ。これ、倫理違反になっちゃいますよ。問題にしたいくはないですよ。ないですけども、だから議員たるものは、情報発信の正確性とか真実性とか、そういったところだと僕は思うんですよ。こういうちょっとしたところが問題になってくると、僕は思ってます。

それで横尾委員も出されてますけど、横尾委員も、あたかも同じような感じですよ。それをおっしゃったかどうかは私は記憶にありませんけれども、横尾委員もあるんであれば、またおっしゃるかもしれません。これ、人権問題のビデオ、私と水田委員で見ましたけれども、こういうところだと思ってるんですよ。本当の情報管理であるとか情報発信というのは、審査員だからこそ慎重に扱うべきだって僕は前回も言いましたけれども、こういったところが、流れで、あたかも違反ありは事実ですけども、根拠的にここを根拠にしたっていうようなところを拾い上げてやられると、実は議事録を確認すると、嵯峨山は、いやいや、実際は会議録を見て、それが真実だったかどうか、関係者に来ていただいて事情聴取しながら判断したっていうところ、全くこんなところはないわけですよ。

何の根拠もない、証拠不十分だ、だけど違反ありだというふうに、これは読み取れますよ。そういうのが本当に事実ですかっていうところなんです。そうした人が審査員で、僕はほんまにいいのかっていうふうにちょっと思ったところもあるんですよ。そういうところを、やっぱり僕らは気をつけなあかんと思いますよ。

ちょっとすみません。そういうところですけど、横尾委員も出されてますけど、どうですか。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 本筋から、ほんまは今日 28 号に行かなきゃいけないんですけども、若干見過ごせないんで、私もちょっと意見を言わせていただきます。

知人から、加藤議員のフェイスブックにこういうふう書いてあるよということで、情報提供を受けました。ふだんは分からないんですけど、それ見て、え、というね。僕こんなこと言ってないよ、こんなもの争点なんかになってないよ、違うよっていうのがありましたので、ちょっと一言だけ、ちょっと問題だなと思いますので、誤解のないように文章にさせていただきました。ちょっと読み上げますので、よろしいか。

加藤議員のフェイスブックの誤りについて。

(1)、これフェイスブックの加藤さんが書いておられることを、3点抜き書きしました。

争点は、吉田議員の一連の攻撃的発言が、事業者に対するものか、つまりよふどの恵に対するも

のか、フロー図に対するものか、その主張の違いにあったと僕は思うと、こうおっしゃっていますよね。そうかなと思う。

(2) 横尾・嵯峨山議員は「吉田議員はよふどの恵を攻撃する意図を持っていた」と主張し、加藤は「吉田議員は当局を攻撃する意図を持っていた」とした。

(3) しかし、吉田議員がよふどの恵を攻撃する意図があったという嵯峨山・横尾議員の考えは推測であり、倫理条例違反とするには証拠としては不十分である。以上のように主張されていると。

つまり、私たち2人が、吉田議員はよふどの恵を攻撃する意図を持っていたから倫理条例違反だとする、したいとなると、その証拠だと、こういうふうに主張したというふうに読めちゃうんですよ、これ、どうしてもね。私もそういうふうに読みました。

しかし私は、この主張は全くの事実誤認であると。

(1) 私は今回問題としている吉田議員の発言の意図について、倫理条例違反等々について問題としたことは別にありません。それは、本件を審査するに当たって意味がないからであります。問題としたのは、吉田議員のその発言が事実であるかどうかだけであります。

よふどの恵が細見氏の個人団体、あるいは市とは全く関係ない団体であるか否か。事実であれば名誉毀損にはならないし、虚偽であれば、議員の発言といえども、名誉毀損のそしりは免れないというだけのことであろうというふうに考えています。

(2) 私も嵯峨山議員も、倫理条例違反とする論拠に、加藤議員が上記の(3)で言われたような、よふどの恵を攻撃する意図があったことが条例違反の証拠であると主張したことは一度もないはずでありますし、その記憶もございません。不十分と言われても困るのであります。そんなことは最初から問題にもしておりません。勝手な争点ずらしであり、誤った情報が市民へ提供されるのも、私としては困ります。そこで私がどこでそのような発言をし、争点にしているのか具体的に明示していただきたい。なければ発言の撤回をお願いしたい。

以上であります。

○委員長(藤原 正伸君) 加藤委員。

○委員(加藤 貴之君) この議事録があり次第、議事録を精査しまして、事実と異なる発言がありましたら撤回します。

以上です。

○委員長(藤原 正伸君) 嵯峨山委員。

○委員(嵯峨山 博君) そういう、即撤回していただくっていう答弁であったんですけども、もう、だから事実としては残っちゃうんですよ。それが人権問題につながるって、水田副委員長ね、あのビデオでも勉強させていただきましたけど、人権の。だからそういう情報管理とか情報発信とか、そういうところを、曖昧な部分というのは、自分の見解はいいですよ。個人の見解で自分の考えを述べられるのは全然いいでしょうけれども、他人が言ったことにそれを評価したりとかいうのは自粛しましょうっていうことを、委員長はおっしゃったと思うんですよ。

それで審査会以外のところで、いろんな市民の方から、いろんな意見もあるでしょう。ただ、場

外での論争というのはやめて、やっぱりここで真剣に、今もそうなんですけど真剣に協議しながら、どういう判断を持っていかってというのが大事なことであるというふうに委員長がおっしゃったと思うんですけど、もう全くそれができてないということになれば、もうこれはどうなんですかね、もう本当に僕は問題だと思いますよ、こういう情報の取扱いをされると。

これは一般市民もそうでしょうけど、これ、巻き込んでいく可能性もありますしね。これが、すみません、誤った情報でしたということで修正しますと言っても、もう手後れの状態になっちゃいますから、その辺の情報発信とか情報の取扱いってというのは、僕はやっぱり十分注意すべきじゃないかなというふうに思うわけですけども、ここ、前回もちょっと指摘はさせていただいて、注意したほうがいいんじゃないですかという提案はさせていただいたんですけども、皆さん了解の上で情報発信されるのであれば、やはりそこはきっちりと理解された中で、情報発信なりなんなりっていうのはしてもらわないと困りますし、事実誤認であった情報を流してしまったという、これは問題ですよ、本当に。本来ならばですよ。これ、倫理違反にほんまに抵触してくる可能性がありますからね。その辺を十分検討いただきたいと思いますね。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 一般社会向けにフェイスブックで、横尾・嵯峨山議員は、吉田議員はよふどの恵を攻撃する意図を持っていたと主張したと。それをもって倫理条例違反とする証拠であるかのように、あると言ったと。だけど不十分だと。これだけのことを言っていて、私は怒っているんですよ。

それで、どこにあるんですか。議事録を精査する前に、根拠があるから言ったんでしょから、教えてくださいよ。私はそのような意図で、いつ発言してますか。何月何日でしょう。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 前回の政治倫理審査会上だというふうに記憶しています。

○委員（横尾 正信君） 前回というのは、8日ですか。

○委員（加藤 貴之君） 7月8日です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） どのように、私がそこで言ったんですか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ここに書いてあるとおりでございます。私の、認識だと吉田議員は、よふどの恵を攻撃する意図を持っていたというふうに、そういった内容を御発言されたというふうに記憶しています。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 倫理条例違反の証拠として、私は主張しましたか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 倫理条例違反の証拠としてそれを提示したかというのは、そういう流れではないと思います。なので、そういう流れではないです。ただ、私が言ったのは、証拠がないとい

うことを言いたかった、それだけのことです。

○委員長（藤原 正伸君） 表決についての御意見をいただいております、申し訳ありません、私もまだ議事録レベルではございませんが、御指摘のような根拠に基づいて判断をされている御意見はございません。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 基本的に、加藤委員は冒頭でこう言ってるんですよ。争点は、吉田議員の一連の攻撃的発言が、事業者に対するものか、フロー図に対するものか、その主張の違いになったと、こうおっしゃっている。争点というのは、倫理違反になるか、ならないかという争点でしょう。その分かれ目の争点で、加藤委員は、フロー図に対するものであったから、それらを根拠にして倫理条例違反ではないとおっしゃった。しかし横尾・嵯峨山さんは、この争点において、攻撃的発言が事業者に対するものであった、こう言っている文脈ですから、つまり私と嵯峨山委員は、ここを根拠にして、倫理条例違反だと言っていると、こういうふうにするわけですよ、争点なんですから。単に発言しただけならいいんですよ。それは、こんな意図で発言したかもしれませんねっていうことを、僕や嵯峨山さんが言ったかもしれません。それは、それだけの発言ですよ。

でも、そこが争点、つまり倫理条例違反かどうかのポイントだと、こういう観点で、この僕と嵯峨山氏の表現を、発言を取らないだろうと。つまり、ここに明らかに書いておられるように、それは推測であって、倫理条例違反とするには証拠としては不十分だと、横尾さんと嵯峨山さんの主張は証拠不十分ですよと、こういうふうにおっしゃっていて、言外には、私には証拠がちゃんとありますよというようなことなんでしょうけどね。だから明確に、争点として、横尾・嵯峨山がそう言ってるんだと。つまり証拠として言ってるんだ、条例違反の証拠としてこれを主張しているんだと、こういうふうにしかなれないんですよ。どう。

フェイスブック、読ませていただきました、私も。これはちょっと違うだろう。こんなことを言われたんでは、私としては立つ瀬がないですよ。そんなことを理由にして、私は倫理条例違反と主張したことはありません。回答をお願いします。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 一旦取り下げます。議事録を精査しまして、もう一回正確に、事実に基づいて書くようにします。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） だから、それでは遅いんですよ。もう情報として流れちゃってる。それが取り下げても、もう言ったら、この記事がどこかで流れていってる可能性はありますよ。だから止めることはできない。だから僕は、情報管理っていうのはしっかりやってくださいよと。

自分の見解を述べるのは、もう全然自分の責任を持ってやっていただいたらいいですけども、やっぱりここにおられる審査員の名前を出して発信されるのであれば、やっぱりそういう議事録なりなんなり出たときに、きっちりと確認してから、こうでしたねっていうのはいいとは思いますが。

ただ、委員会の中で、確かにやり取りしてる発言をしたかもしれません。でも、それを根拠に違反ありとした記憶は私もないですし、今委員長からありましたけれども、そういうことでの判断はされてませんねということではありますが、これがもう最終的な結論ですよ。

だからそこを、横尾委員が私は怒ってますよっていうことでおっしゃいましたけど、私も怒ってますけど、でもやっぱりそういうところが、きっちりできる方とできない方、これが倫理に関わっている審査がきっちりできるかっていうと、僕は疑問に思ってるわけですよ。本当にそれでいいのかっていう。

今、僕らは何をしてるんですかと。他人の、ほかの議員の方々のやってきたことを審査している。それ自身が、その審査してる者がですよ、そういう管理なりなんなりっていう注意もできんと審査してるのかっていうふうに、もう今日傍聴に来られてる方も見てますよ、そういうふうに。それでいいのかっていうことですよ。

だから僕は前々回のときに、情報管理なりなんなり、フェイスブックに流されてますけどしっかりしてくださいよっていうことを言ったんですよ。こういうことが起きないように言ったんですよ。でも、実際起きちゃったんですよ。それで一旦確認してから取り下げますって、こんなあほなことないですよ。情報って消えないんですから。フェイスブックをシェアしてる人もいますよ、恐らく。では、その情報をどうやって消すんですか。だから、これが倫理に反するっていうことを、僕は言ってるんですよ。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今回、軽率な書き込みをして申し訳ございませんでした。完全に撤回することは、もちろんインターネットの世界ではできないと思いますが、誠意を持ってもう一度、新しく、経緯等を含めて書き込みをしたいと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 私も過日の嵯峨山議員の御指摘を受けて、委員会運営上も、審査会運営上も危惧しますのでということで、自粛をいただくようにというところは申し上げたと思います。

ほかの委員会のことを言う権限はありませんけれども、今後、特別委員会等が予定されている中で、ますます今言った情報管理は、会議の運営上、非常に支障が生じるおそれがあるわけです。本当言うと、委員長の立場としては、裁判員と同じぐらいの責任を負っていただきたいなという、要するに情報漏えいについては、いけませんよと。つまり、この会議室以外でこの議題に関して議論してはいけませんよという義務を、本当は持っていたきたいと。

恐らく、次の特別委員会の委員長あたりも、そういうふうに思うんじゃないかなと僕は思うんですけどね。そうでないと会議の運営は成り立たないというふうに思いますので、ぜひその辺が、その辺は言いましたように、傍聴者が発信するのと審査員自身が発信するのでは、全然意味合いが違うというところは、もう一度ちょっとお考えいただいて、再度お願いをしておきたいというふうに思います。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 繰り返しになりますが、30号の審議が行われている間につきましては非常に自粛をしておりましたが、30号の審議が終わったというふうに認識しておりましたので、多少主観も含めて書いてもいいかなというふうに思ってしまったところでございます。申し訳ございません。

○委員長（藤原 正伸君） 審査会は報告書を出すまでは終わりませんので、もう終わったと思っていたと冒頭も言われましたけれども、これも私の都合でもう一回聞き直したようなところなんですけれども、でも報告書を上げるまでは終わりませんので、間違いが見つければ、例えば29号にしたって、間違いが見つければもう一回戻りますし、これから28号を検討する中で、共通する判断基準を論じていくわけですから、その中で新たに30号についての適用に不安が生じればまた30号に戻りますし、ここで終わったってというのは、やっぱり報告書を出した時点というふうにお考えいただきたいというふうに思います。

一旦よろしいでしょうか。

それでは議事に戻りますが、ちょっと整理のため暫時休憩させていただきます。

午後1時45分休憩

午後1時56分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、ここから付託の28号のほうに移りまして審査をしていきたいと思っております。

28号について御意見の表明をしていただいて、意見交換といえますか、御意見の表明をいただいているところまで進んでおります。

ちょっと御記憶をよみがえらせていただきたいんですけども、その意見の表明の中で結論に近いような御意見もいただいておりますし、それから多くのその判断基準をいただいております、それぞれですね。

28号につきましては、この同じく3条1項1号の規定への該当性を判断するんですけども、先ほど30号で虚偽の発言、それから名誉毀損に当たるような発言というものを取り上げて判断の基準にしていたわけですけども、この28号の部分につきましては、この品位を保持するという上で、具体的にはどういうことを考えなければいけませんかというところで、過日いろいろと委員の方からも、基準になる要件について、お考えをたくさん聞いております。

それで、ちょっと全体的にまとめていかせていただいておりますので、補足等があったらまた御意見をいただきながら、少し思い出していただきたいと思っておりますが、基本的には、品位保持の法の定め反するかどうかの判断の基準として、1つ、地方自治法が定めている、無礼の言葉は使用してはなりませんというところ。ただ、その無礼の言葉といっても、その内容についてまた考えなければいけないというところがあって、これは解説書等によりますと、必要以上に不快感を与える言葉のことであると。したがって、地方議会の運営においては、議員の発言における品位の保持としては、公開の場における発言として、自己の意見や批判を主張するのに必要な限度を超えて関係者の正常

な感情を反発する言葉は、無礼の言葉に当たりますというような判例の基準が提示されております。

そういうことで、それによって判断をするということになりますと、それでは、どこからが意見や批判の発表に必要な限度を超えたと言えるのかということの問題提起おまえ回させていただいたところ、いろいろと御意見をいただいております。総じて言いますと、1つは表現、言葉遣いそのものが不適切ということの御意見をいただいております。つまり、ほかの議員への尊重と礼儀を欠いた過激な表現や攻撃的な言葉遣い、これは無礼の言葉、意見や批判の発表に必要な限度を超えた言葉の使用になるでしょうということですね。

ですので、これは1つ基準になるかということ、大方皆さんおっしゃったと思うんですが、よろしいでしょうかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（藤原 正伸君） それから、その次に、自己の信条に基づく発言という基準も提示をいただいております。自分の信条に基づいて発言した者の発言については必要な限度は超えませんと、こういうことですけれども、これについては、既に議員の発言自由の原則の話の中で、一定、多分皆さんの中でも決着はついているとは思いますが、心情に基づいたからといって全ての発言が許されるとするのは、これは当然無理があるだろうというふうに思いますね。

一定、自身の立場上、その発言の影響力なんかも考えなければいけないですし、議会が対話を通じて一致点を見いだしていこうという、そういう協議の場であることを考えると、自分の信条だけで主張すれば全部正しいということにはならないということになるかと思えます。

それから、社会一般にハラスメントに当たる行為という御意見もいただいております。これは今、本議会におきましても正面から取り組んでいる問題でありまして、ハラスメントに当たる行為は議会の品位を損なうということについては、これも御異議がなからうかというふうに思います。ですので、これは1つ基準にしてもよいということかと思えます。

それから、事実に基づいた正確な発言ということをお願いしております。このあたりが大きな問題になってくるかということにもなりますが、発言自由ゆえの責任といえますか、どんな発言も基本的には許されていることの反射としての、その発言の正確性と公正性は発言者自身が担保し、責任を負わなければいけないと、こういう理屈かと思えます。これについてもよろしいですかね。

ですので、虚偽発言ということになっていくわけですね。虚偽の発言はしてはいけませんということになるかというふうに思います。

それから、当然誹謗中傷等、根拠のない悪口ということも、そもそも根拠を欠いた言いがかり的な発言、これも品位を欠く発言。これもよろしいですかね。そういうところですね。たくさんあるんですけれども、追いかけるとそういう形になるかなと思いますね。

そういうような多くの判断の基準をいただく中で、今言いましたようなところが、この28号の判断基準になってこようかというふうに思います。そんなところでしょうかね。漏れてるようなことはありませんか。

皆さんからいただいた判断基準に関する御意見を、一応ちょっと整理をしながら言ったつもりで

はございますが。

判断基準以外の御意見も多くいただいてまして、これはもう議事録のほうが出ておりますので、それに当たっていただくこととさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、今申し上げました判断基準でいただいた御意見で漏れがないと、一応仮定しまして、これらの判断基準に基づいて最終的な結論をいただいきたいと思うんですけれども。すみません、ちょっと待ってくださいね。付託の 28 号について問題とされております発言が、この品位と名誉を損なう行為に該当してくるかどうかについての御意見をいただきます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 基本的な意見を述べます。若干、1つだけ補足的な意見を述べさせていただきます。

28 号では、吉田議員の様々な発言に対して、様々な評価がされております。これは問題ないとか、問題があるとか、いろいろあるので、なかなか発言も多様ですから、ちょっと私なりに、もうきちんと言うべきところは言わなきゃいけないなと思いましたので、意見として提案させていただきました。

もう既に提出しております 28 号に対する……。

○委員長（藤原 正伸君） ちょっと待ってくださいね。今、これからこれを御発言になるということですね。意見表明のための資料、メモを置いていただいておりますので、今日の引用のフォルダに入っております。これは横尾委員が御意見を伝えるための資料ですので、そのようにお使いいただければいいかと思えます。

○委員（横尾 正信君） 28 号に対する補足意見 1 として、吉田議員の詐術的な話法は許されるかということで若干整理いたしました。私の考えです。文章にしていますので、読み上げます。ちょっと早口になりますけど。

吉田議員の議会や委員会での発言には問題が多いことは周知の事実であります。結構間違いも多いし、主観的な決めつけ、一方的な思い込みも多い。それらの中でもほぼ彼の特徴としていいのは、詐術的とも言っているような話法である。意図的な誇張、錯誤を誘うようなすり替え、決めつけ、そしてそれらを繰り返して、あたかも事実であるかのようにイメージづけていく。これらの話法は、委員の話法として倫理的に許されるのだろうか。このことを私は強く感じました。私は、許されないし、許してはいけないと考えます。今回の松井議員の事件で、それがようやく問われる事態となっていると思えます。

澁本委員は言論の自由だとおっしゃり、加藤委員は、許容される程度の錯誤や誤りであるとおっしゃいます。嵯峨山委員は、これはハラスメントだとおっしゃる。私も、この詐術的話法を用いて、本会議などでメディアの前で議員を一方的に批判することは、大いなるハラスメントの 1 つであると思えます。メディアハラスメントであり、詐術的なハラスメントとも言えるかもしれません。検証してみます。

(1) 12 月 25 日における問題の話法、幾つかありますが、その 1 つ。まるで駄々っ子のような

話法である。

①吉田議員はまず発言の冒頭で、12月議会の初日に原案どおりに初日提案することは、全会一致の約束であったと虚偽を述べた。真実は、吉田議員の提案によって、場合によっては中日提案もあるが、そこは任せるという約束でありました。平気ですそを言い、委員会が約束を破るということをもまず印象づけております。

②にもかかわらず、約束をほごにして勝手に変更したと批判している。そして、全会一致で可決した原案を変更したことは審議違反であると、3人の全委員を糾弾する。そして、それをもって議員の資質はどうか疑わしいとまで批判された。

③加藤議員は、この批判は正当であると。吉田議員の信条は首尾一貫性にあり、その観点から、僅か1か月で主張を変えた議員を批判することは、合理的なことであると言われる。この見解は、一般論としてはあるでしょう。しかし、今は具体的な状況を論じています。一般論を論じて、意味はございません。具体的に述べてみます。

(1) 吉田議員は、条例案の12条、13条の一部を修正したことは、委員会や当局の見解と異なり、つまり微修正だということとは異なり、許されざる大幅な修正であると考えているから、3人の委員はあくまでも当初の吉田議員案にこだわり、新委員の提案に妥協すべきではなかったと怒っている。

ではしかし、新委員の提案に妥協しなかった場合の結果はどうなったか。多数決で否決、つまり委員会発議はなしである。吉田議員にはそれでよかったのか。内容の変更をしてまで発議するべきでないと、彼はそうすべきだったと言っているのでしょうか。それなら、審議の最後まで首尾一貫してそう主張するべきでありました。そして、提出された条例案に反対するべきでありました。この点は、嵯峨山委員、水田委員が批判されたとおりでであると思います。

しかし彼は、3人の委員が小さな変更を承認して発議させた全会一致の修正案に対し、自分の首尾一貫信ずる修正案も出さず、大幅変更したとする案を否決もせず、何と無条件で賛成したではありませんか。これはどういうことでしょうか。結果として、単なる文句を言っただけではありませんか。

これでは、自分のつくった原案に少しでも手を入れられたことが許せず、まるでわがままな駄々っ子のように悪態をつき、鬱憤を晴らしたにすぎないではありませんか。文句を言うだけ言って、さんざん悪態をついた条例案に修正案も出さず、反対もせず、最後はけろっとして賛成されました。これが加藤議員の言うところの首尾一貫した態度であると言えるでしょうか。どこがどのように首尾一貫しているのか、どのように最後まで首尾一貫したのか、ここはぜひ説明してもらいたい。

むしろ首尾一貫していたのは、丁寧に審議を尽くし、最小限の修正でまとめ、3人の新委員を含めて全会一致の発議に持っていった、産建委員会の12月議会で発議せんとするその決意と、全会一致精神だったのではないのでしょうか。これが1点目でございます。

(2) 12月25日の問題話法の(2)パブコメ炎上話法と名づけました。これもひどいですね。吉田議員は、産建委員会がパブコメ規定に違反していると、さんざん批判された。しかしパブコメ

規定の理解において間違っていたのは、吉田議員のほうであります。パブコメ実施規程の第7条第2項にある、パブコメの意見に基づいて案を変更した場合は、理由も含め公表しなければならないとあるところを、勝手に変更した場合は公表する義務があると曲解してしまったのであります。それゆえ委員会がパブコメ意見に関係なく変更したので公表の義務がない今回の微変更に対しても、公表する義務があったとして、批判の限りを並べたのであります。

ケーブルテレビで中継されている本会議で、これでもかとはばかりにうそを並べて委員会を批判しました。あれだけ批判された産建委員会の面目は丸潰れであり、名誉毀損どころの騒ぎではありません。市民の議会不信をも呼び起こしかねない。産建委員の皆さんが紳士だから、これで済んでおります。しかし当の吉田議員は、今に至るも誤りを認めていないし、撤回も謝罪もする気はありません。こんなモラルハザードの議員がいることは信じられないことではありますが、しかし事実であります。

加藤議員は、しかし、これも許されるほどの間違いにすぎないと言われる。過ちを認めて謝罪があれば、少しは情状酌量の余地もあると思いますが、それもなくて見過ごせるほどの、これは小さな誤りでしょうか。

①産経委員会のパブコメを巡る手続には、何らの瑕疵ありません。これは当局総務課の法制とも一致した見解であります。こないだも資料を出されましたよね。にもかかわらず、吉田議員によってパブコメに関連してどれだけの批判がなされているか、一つ一つ確認をしてみるといい。実に11か所に及びます。全て間違った批判であり、誤りであります。

加藤議員は、これも許容範囲の誤りと言われる。議会は1句の誤りも気がつけば訂正される。議会とはそうした場であります。過去、議場で、委員会で、うそ八百を言いつ放して撤回も謝罪もしない常習者こそ、吉田議員であります。この1年で、私の、これは確信したことであります。その生々しい虚偽と詐術の現場を、我々は見過ごしていいのでしょうか。

(3) 3番目です。12月25日の問題話法。これも言い方がきついですが、もう詐術的話法と言わざるを得ないかなと思います。最後の部分での、松井議員に対する丸投げ議員批判は、特にひどいものがあります。典型的な詐術的話法であり、詐欺師に近い話法を意図的に用いている。

松井議員が12月14日に発信した内容は、大した問題のあるものではありません。ほぼ決着した合意内容をまとめるに当たり、時間の関係で正副委員長に当局との調整だけを委ねたものであり、大筋で合意している委員全員にとって、その程度の小さな調整内容でありました。ただ、慎重な委員長は「最終日に間に合うように送付するので」と、全員で確認できる時間的猶予を確保されておりました。

①松井議員を批判するに当たり、吉田議員は百も承知で、条例案の微修正にすぎない案件を条例改正という案件にすり替えて、事を大きく見せている。博識な彼が、本来このような単純な誤りをするはずはないんです。意図的、政治的であると見ざるを得ません。

②そして松井議員の発言を「条例改正するかしないかを正副委員長で検討して」と、まるで彼が条例改正を丸投げしたようにねじ曲げました。さらに、条例改正という言葉を実4回も繰り返して使

用した。こうして、あたかも松井議員が、議員の使命ともいうべき条例改正の内容を丸投げしてしまつた駄目議員というイメージを、ケーブルテレビを通じて聞く者に植え付けました。

注釈として、吉田議員は弁明の場で、対象案件が条例ではなく条例案であることを認めましたが、修正も謝罪もありません。これだけ意図的な誤りを、加藤議員は単純な誤りとして問題視していない。

③そうしておいて、さらに追い打ちをかけたのであります。そんなことは議会で許されないんです。

1) 採決するときに、他の議員に私の分を採決してくださいとはならない。

2) 意見を言うときに、他の議員に、私は全権委任しますからあなたが発言してくださいとはならない。

1) も 2) も、そんな議員は議員として問題外であることは誰でも認める。私も含めて賛同します。そんな議員がいれば許されません。即辞任を求めますよと。こうして吉田議員は、松井議員の発言が、こうした議員としての誰でも認める破廉恥な行為と同類、同じ行為であると、見事にすり替えたのであります。

私は当時、その場で、すり替えだろう、すり替えだろうと、3回ぐらい言いました。まさに詐術であります。これを詐術的話法という。ここに示した事例は、大変高度な技術を伴う事例であります。我々レベルはなかなかここまでの話法は無理です。現に、いまだにこの話法の影響から抜け出ることのできない人もいるほどであります。

これだけの悪意と虚偽、詐術的話法に満ちた松井議員と委員会に対する批判が、松井議員、また委員会の名誉を毀損しないはずはありません。この一連の発言が議会として許容されるなどということは、あってはならないと思います。今まで、これに類似した数々の問題発言が議会の中で見過ごされてきたことこそ、あわせて反省すべきことであろうと考えます。一体朝来市議会は、これほどの悪質な詐術的言動を、いつまで甘やかすのか。本件でそろそろ目覚めて、適切な措置をしてもいい時期ではなかろうかと思ひます。

今回、後でまた詳しく意見しますが、今回の吉田議員の松井委員に対する 12 月 25 日の発言の数々は、明確に名誉を毀損する悪質な発言であり、倫理条例 31 項 1 号違反であるということを、私は認めたいと思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員のほうから御意見をいただきました。

引き続き御意見をいただける方、挙手をお願いします。

今は、前回御意見をいただいて、今横尾委員は結論まで、要は御意見をいただきました。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） まだ結論じゃないんですか。すみません。そうですか。失礼しました。

それでは引き続き、ごめんなさい、結論に至らない意見も含めて、意見交換ないしは今の意見に対する質問や批判、いずれのものでも結構でございます。なければ結論に向かっていたいので、

横尾委員、引き続き。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） では、私の審査意見を述べます。これは簡単ですから。

政倫審 28 号、松井案件の審査意見。

○委員長（藤原 正伸君） すみません、ちょっとお待ちください。

これもペーパーにして補助書類をいただいております。お願いをいたします。

○委員（横尾 正信君） （1）維持審査請求内容。令和 5 年 12 月 25 日の議会定例会において、吉田議員より、産建委員会及び私に対して誹謗中傷の発言があった。私というのは、松井委員のことです。また「議員の資質もどうか」とか、まるで丸投げ議員であるかのような発言を受け、委員会のみならず私個人の名誉を著しく毀損させられた。一連の発言を精査して適切な処置を要求する。

松井議員の請求願意をまとめれば、このような感じでございます。

（2）審査対象とする主な発言。これは当該議事録より抜粋または要約いたしました。3 つあります。

発言①「……これを変更するという手続になると、これはその時の約束をほごにする、と。内容が変わるとはそういう意味でございます」とある。

「同じ委員が 1 か月もたらずに内容の変更を認める」

「これは委員の資質もどうか」

これが発言の①の部分でございます。

発言の②の部分で、「パブコメの結果について公表もせずに委員会は勝手に変えた」

「こうした手続は私は過去見たことがない」

「パブコメにかけた内容が間違っていたということになると」

「委員会や議会が間違っている、不適切、もしくは勉強不足」

「議会は立法府ですから遵守する義務がある」これが発言の②でございます。

（誤りは）「パブコメ実施規程を見れば一目瞭然である」

「パブコメ後に修正を行った時には公表する義務がある」

こういった、パブコメについての発言があります。「パブコメ後に修正を行った時には公表する義務がある。」これに基づいて、さんざんやゆされたわけですね。

発言③「松井さんが侮辱だというのが会議録を見た。ここの条例を改正するかしないか、正副委員長に全権委任すると言っている」

「採決や意見表明のときに他の議員に権限委任するのと同じだ」要約したらこういう発言でございます。

「そんなことは議会では許されない」これが発言の③でございます。

審査請求者の主張、つまり松井議員の主張でございますが、6 月 3 日請求者からの聴取での要約でございます。

①過去 2 回、吉田議員から言われなき無礼な言葉を受けたが我慢してきた。今回は私だけでなく、

委員会も、また3人の委員も名誉を毀損する発言を繰り返し受けたので、やむなく請求した。議員としての資質もどうかとまで言われた。議員としての責任を果たさない丸投げ議員とまでやゆされた。これらは全てケーブルテレビで中継されている中での出来事である。

テレビを見ていた支持者から、「おまえは丸投げ議員か」とか、「自分で自分のことも審議できないのか」とさんざん言われました。私の信用は丸潰れです。これらは、ケーブルテレビを使った作為的なハラスメントではないかと思います。吉田議員の発言は誇大発言であり、虚偽発言であり、問題が多くある。しっかり審査して、しかるべき措置をお願いしたい。こういうのが、請求者の聴取した主張でございました。

(4) 事実確認調査の結果。発言①、②、③は議事録と照合して、発言の事実はございます。さらにこれらの発言がテレビ中継のある本会議で公然となされていること、また発言には、委員会の行為や松井議員の言動が、事実として適示されていることが確認できます。

(5) 発言の真実性、事実性の調査結果。

発言①についての調査。

「約束をほごにした」

「1か月もたたないうちに約束を変える」

「議員の資質が問われる」ということですが、今回の12月14日委員会で一部原案修正で合意したことについて、吉田議員がこうした批判をすることは、正当か。言論の自由があるとして問題ないか。首尾一貫性を信条とする吉田議員にあっては、この批判は当然であるとして黙認できるか。

審査会では、産建委員会の10月24日、11月27日、12月14日の議事録を精査、また日下委員長を参考人としての調査をしました。その結論は、吉田議員の上記批判は正当でなく、誹謗中傷に当たる発言であると認める。議員の言論の自由は最大限尊重されるのは当然のことではありますが、根拠薄弱の行き過ぎた批判は問題となると思います。これらの質疑など、吉田議員は修正案も出さず、反対もせず、原案に賛成したことから判断して、肝腎の首尾一貫性を自ら欠いており、発言が単なる個人感情に基づいた誹謗中傷と見られても仕方がない面があると思います。

②、発言②についての調査。

準用した朝来市のパブコメ規定の7条2項の規定は、以下であります。

第7条第2項「当該意見により、政策等の案を修正したときは、当該修正の内容及びその理由を公表しなければならない」とあります。つまり、今回の案件をこの規定で解釈すれば、パブコメでは意見はゼロでありました。したがって、意見に基づいて修正した箇所はゼロなので、公表する義務はありません。

今回のパブコメ後の微修正は、パブコメ意見とは関係のない修正であるので、公表する義務はないのであります。また3条に基づいても、公表の義務はございません。この点は、当局においても同解釈であることを確認しております。

吉田議員は、この7条2項の解釈において、「当該意見によって修正した場合は」という制限を意図的に欠落させており、誤った、あるいは曲解した解釈となっております。この誤りについて

は委員全員で確認したところであります。

発言②におけるパブコメに関する発言は、全てこの誤り、または曲解に基づくものであり、それに基づく批判は全て誤りであり、産建委員会また産建委員会に対する極度の誹謗中傷となっていることは否めない。テレビを視聴した市民は、パブコメを巡って産建委員会が何か大きな過ちを犯したように受け取られたことは間違いないところであり、委員会の信用、また議会の信用を大きく傷つけた発言となりました。

③、発言③についての調査。

発言③の松井議員に対する批判は、およそ詐術的とも言えるすり替え批判であり、言論の府の議員が、このような悪質な言論をしてはいけない。この点は別途論述、これは先ほど述べました。以上の結果、吉田議員の発言の大半は真実性が乏しく、事実と乖離しており、いわゆる違法性阻却事由に該当するとは認められません。

(5) 審査の結果、吉田議員の一連の虚偽的な発言、また誇大な発言が松井議員の名誉を著しく傷つけ、議員としての社会的評価の低下をもたらしたことは、彼の証言によっても確かな事実であると認めます。

(6) したがって吉田議員の当該発言は、松井委員に対する著しく名誉を毀損する発言であり、発言の品位の保持を求める政治倫理条例3条1項1号に違反すると認めます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。結論に至るまで御意見をいただきました。

引き続き、では、他の委員の方からの御意見を求めます。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私は、今回の請求に関しては倫理条例に違反する事実はなかったというふうに考えております。

まず、先ほどの横尾委員からの意見、もしくは今回の審査意見の中で、自己の信条に基づく発言というところで、首尾一貫性が吉田議員の信条であるにもかかわらず、なぜ議案に反対しなかったのかということですが、正直分かりませんが、推測するに、プロセスについては問題があったと考えていたけれど、議案の内容については特に異論がなかったからではないかなというふうに思いますが、結局は吉田議員に直接聞いてみないと分からないところかなというふうに思っております。

私の意見ですが、まず今回の吉田議員の発言によって、松井議員ほかの名誉が毀損されたという事実でございます。松井議員におかれましては、地域の方から丸投げ議員とやゆされるなど、社会的に低い評価を受けたというところは、名誉毀損に当たるというふうに考えます。

やはり名誉毀損として、政治倫理違反となるかという要件としては、名誉毀損があった事実だけではなくて、それが故意であったかということが問われるというふうに思います。つまり、真実性があれば、名誉毀損があっても、一定程度違反にならないというふうに認定できるというふうに基準を持っております。

そこで、この申請について確認をしますと、横尾委員と一緒に。3つですね、大きく分けて3

点です。

1点目の、委員の資質もどうなのかというところについてです。これは産建委員が一部交代した後で、元から残っていた議員が自分の見解を変えたということについて、吉田議員は、一貫性を保つべきだというふうに主張しています。それに対して委員長は、変更があってもよいのだというふうに主張して対立をしています。これについては、6月20日のこの委員会で確認したとおり、何も取決めはないので、どちらでもよかったというのが我々の見解です。なので、吉田議員はこれを決めつけているわけですが、真実でも虚偽でもないというところで、虚偽でなければ、これについては議論の中で確認をすればよいというところだというふうに考えています。

2番も同じです。パブリックコメント後の独自の修正をしたことについて、この委員会や議会が間違っているということについて、吉田議員は、パブリックコメント後の独自の修正はしてはいけないんだというふうに主張し、委員長は手続上何ら問題はないという主張をし、対立をしています。これについては7月8日の当局の資料がありまして、政策案の修正を拒むものではないが、通常そのようなことがないように周到に準備をすべきであるというふうに、当局の見解があります。つまり、これはどっちでもいいわけですね。したがって、吉田議員の発言については真実でも虚偽でもないというところなので、議論の中で明らかにしていけばいいのかなというふうなところであるというふうに考えております。

3つ目の、全権委任の発言です。これについては、委員会発議の際に、採決を経ずに委員長・副委員長に一任したことでございますが、委員会発議については委員会採決が必要です。そのプロセスを怠っていた、そのことを指摘したわけでございますので、これは真実です。したがって、吉田議員のあの発言については、やはり誇大な発言がありまして、ちょっと繰り返し畳みかけるような発言はありましたが、明確な虚偽に当たるという発言はございません。

また、この会議につきましては、当人もいる中で、産建委員もいる中で議論をしているわけなので、議論に対しては、弁論に対しては弁論で返せばということでございます。そんなことで政治倫理審査会にかけると、倫理審査、倫理条例違反かどうかということよりもまずは議論をすべきで、誤っていたときについては修正すべき、そんなようなことから始めるべきかなというふうに思いますので、吉田氏の政治倫理違反はないというふうに結論づけます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 引き続きお願いいたします。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 私は、倫理条例に違反するという判断をしております。

るる、横尾委員のほうからおっしゃったので、同じようなところかなというふうに私は思っておりますが、産業建設常任委員会が新たになってからの委員会運営については、この審査会でも問題なかったなというところは確認されています。そうした中で、前の期の3名の方々が、この条例を通すのに一生懸命取り組まれてきたということが、会議録を見ても十分理解できます。そうした中において、ほごにするとか、委員の資質はどうかというふうな発言については、やはり侮辱

になるというふうに私は思っております。

それから、パブリックコメントについては一部、やはりケーブルテレビを通して条例を読み上げながらも拡大解釈をしている、一部虚偽の発言に当たる、それを印象づけるように持っていったというようなところがありますので、これも単なる言い間違いではなく、意図的に発言しているのではないかというふうに言わざるを得ません。

それから、産建委員会の会議録を見せていただきましたという松井議員に対して、冒頭この発言がありました。実際聞きますと、これは録画を見られているということで、一連の流れっていうのは会議録よりも現場を見られた、録画放送を見られてますので、ただ単に正副委員長に委任したっていうところだけを取り上げて強調されてますけれども、全体を見れば分かる話であって、なぜそこだけを切り取って言わなければならないのか。そしてそれを言ったことによって、松井議員が市民の方からおまえは丸投げ議員やって言われてるのも事実でありますので、これは名誉の毀損にも当たりますし、ハラスメント行為にも当たるというふうに、私は以前から申し上げております。

やはり、そうしたことを含めて違反ありというふうに私は判断しておりますけど、何回も言ってますけれども、これだけ委員長に対して質疑をしていて批判しているにもかかわらず、反対もされなかった。これを賛成するのであれば、賛成討論の中で、委員長に対しての質疑しましたけれども、委員長のあの答弁、納得させていただきましたというようなことを、僕は言うべきだったというふうに思いますよ。

もう、そういったことも言わずしてやられてる、そして反対もされてない。発言だけが相手を傷つけるような発言をされてるっていうのが、これも重要な問題だなというふうに私は思いますよ、本当に。だから、倫理に違反するというふうな判断でおります。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

引き続きお願いをします。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 私は当初から申し上げているとおりに、議員に対する名誉毀損という裁定には、極めて慎重でなければならないという立場であります。したがって、この観点から全体を見ますと、吉田発言の全体には、確かに松井議員という固有名称は出てきますが、今回問題とされている議員の資質の件、あるいは丸投げ議員との件には、直接松井議員がそうだと断定した言葉にはなっていないと私は思います。したがって、名誉毀損にまでは至らないというのが私の考えです。

○委員長（藤原 正伸君） 名誉毀損以外のその部分についての御意見は、特にございませんか。

副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） もういろいろずっと聞いていて、今渕本さんのほうから、松井議員に対しての言葉じゃなくて、ひょっとしたらこの3人、私と委員長と松井委員とが残っておったんですけど、3人に浴びせた言葉と理解を、私はしています。やはり丸投げであったとかそういうのは、物すごく強烈な言葉は、私はそういうふうに言われるのが一番ハラスメント的やなと思ってました。

ただ、今ずっと聞いてると、横尾さんのほうから小さいことまでいろいろ指摘されてびっくりしたんですけども、私は全般的には、ずっとその中にいて、これは政治倫理条例の3条1項1号に違反する行為であって、やはりこれを認めていくということは、なかなか、今後議会っていうのはどうなっていくのかなと思います。

もう本当にこれを認めていったら、もう、どうやらというのか、ずっとそっちの方向に行ってしまったら大変やなと思いながら、どう表現していったらいいか分からへんのですけれども、ただ、今回の件に関しては、本当に倫理条例にやはり違反しているという部分で、私は意見を述べておきたいと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

一通り御意見をいただきました。

御意見に対する意見なり、批判なり、質問なりがございましたらお願いをいたします。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 渕本委員のほうから、松井さんに対してっていうふうなことで分からないということでありましたけれども、最後の丸投げ議員のところは、松井議員がそういうふうにおっしゃったのでというところがありましたので、会議録を見ていただくと、もうそれはもう明らかに松井議員に、そういうふうなことで会議録を見ましたけれどもっていうふうな話で始まってますから、これは間違いなくもう松井議員だろうというふうに思っておりますので、その辺は明らかになっているのではないかとというふうに私は思います。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員、いかがでしょうか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 私の意見は変わりません。

○委員長（藤原 正伸君） ほか、ございますか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） ちょっと加藤議員に質問なんですけど、違反になるかどうかは事実と故意であったかが問題だと、こうおっしゃった。故意を問題にするところをもう少し説明していただけたらありがたいんですが、どういう意味でしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） これに関しても、名誉毀損ということで、刑法 23 条の 2 の違法性阻却事由があれば、名誉毀損となる事実があったとしても政治倫理違反には問われないというふうに考えております。その中で、公共性であるとか公益目的としては、この条例制定という重要な意思決定において、意思決定のプロセスに不正があってはいけないという目的でさんざん議論をしていると思いますので、公共性、公益性にはかなっているのかなというふうに思います。真実性に関しては、3つの発言について、虚偽ではないというふうに述べたとおりでございます。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

- 委員（横尾 正信君） あなたのおっしゃる故意というのは、いわゆる刑法 38 条と関係している故意という意味ですか。
- 委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。
- 委員（加藤 貴之君） 故意という言い方はちょっと撤回させてもらって、刑法 23 条の 2 に当たる、違法性阻却事由に当たるというところです。もしくは、違法性阻却事由に該当すれば、故意ではないということです。故意ではないということは、刑法上は罪には問われないというところです。
- 委員長（藤原 正伸君） 今の理屈は無理があると思うので、故意そのものを撤回されたほうがよろしいかと思います。
- 委員（加藤 貴之君） すみません、故意というところを撤回します。
- 委員長（藤原 正伸君） 続けられますか。
横尾委員。
- 委員（横尾 正信君） 30 号でもそうでしたけど、名誉毀損、議員の発言が名誉毀損に問われる場合、いろんな問題がありますよね。どういう問題があるのかということで、30 号ではかなりはっきり、加藤委員はおっしゃいましたよね。だから、先ほどの故意であるか故意でないか、過失か故意かというあたりがポイントになると、こういうような意見でしたけれども、ここを、どうなんですかね。過失であるかどうか、故意であるかどうか、ここら、この 28 号ではどうなんですか。撤回ということは、そこは問題にしないということですか。
- 委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。
- 委員（加藤 貴之君） 過失、故意という言葉については、法律的にかなり厳密な定義がありますので、私、法律の専門家ではないので、ちょっと間違ったら申し訳ないんですが、故意であるということは、自分の発言が誰かの名誉を毀損させるということを知っていながら発言をしたという場合に、故意なのかなというふうに思っております。
その意味で、この 3 つの発言については、この条例制定のプロセスについて問うているわけですし、そのときに、この発言によって名誉毀損をさせるという認識は、吉田議員にはなかったというふうに私は信じております。
以上です。
- 委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。
- 委員（横尾 正信君） 条例 30 号のところで、この間かなり、刑法 230 条に基づけば、あるいは 38 条に基づけば、故意でなければ無罪だと、そういうような認識を示されたように思うのですが、これはこの審査会は、ある意味、前も委員長おっしゃいましたように、厳密な意味で刑法 230 条に違反するかどうか、そういう審査をしているわけではないと。これはそうだろうと思うんですよ。
ただし、名誉毀損、刑法上は 230 条で扱うこともできるし、それから民法上の規定もあるでしょう。民法 709 条と 723 条、民法における名誉毀損。ある意味で不法行為として扱われますよね。名誉毀損は民法上の不法行為として扱われる。ただしその場合は刑法と違って、故意であるかどうか、過失であるかどうか、そういうことは一切問われないんですね。関係ないんですね。

結果責任は問われるということで、意図的かそうでないかにかかわらず、場合によっては損害賠償の責任も負うしということなので、民法上の不法行為としての、言わば名誉毀損を扱う場合は、若干刑法と違いますよね。我々この審査会は、どちらかというとな民法的な考えに近い、そんな立場で僕らは臨んでいるので、したがってこの間ずっと、意図した発言か意図していない発言かにかかわらず、その発言が真実であるか虚偽であるかということの区分、分別が大事で、それによって名誉毀損という範疇に収まっているか収まらないかということが問われていくと、そんなニュアンスで我々は審査してきたと思ってるんですよ。

だから、この松井議員の問題もあまり、なぜ僕、違反にならないのかということがよく分からないんですよ。議員としての品位と名誉を毀損するような一切の行為をしてはいけないと、これは倫理条例第3条1項1号で言われてるわけです。その品位は、いろいろあるでしょうけど、品位と名誉の場合の名誉って何ですか。名誉毀損じゃないですよ、これはね。相手の名誉を毀損することをしちゃいけないよって意味じゃない。名誉というのは自分ですよ。議員としての自分の名誉に恥じるようなことをしてはいけないよと、こういう意味ですよ。非常に内省的なもんですよ。

だからその点から言うと、条例違反になるかどうか。そういう、その同条2項で、疑いを持たれたときは自ら率先して潔い態度でその解明に当たらなきゃいけないと。説明責任を果たさなきゃいけないと書いてあるんですよ。これ、最初の第1の政倫審で、誰がこのことを一番最初に延々と主張したかということが記憶にあると思うんですよ。疑われたら、まず真っ先に説明しなきゃいけない、自ら解明しなきゃいけない、追求されて釈明するんじゃない駄目なんですよ。自ら解明するっていうのが、倫理条例3条の2項でしょう。

そういうことからすると、これだけの、しかも客観的に違法で間違ってる、特にパブコメなんかははっきり間違ってるんですから、それを現在に至るまでも認めていない、謝罪しない。こないだの弁明の機会でも一切言わなかったですよ。謝罪もなかった、過ちを認めなかった。だからその態度そのものが、この倫理条例1条1項にも2項にも、何か触れてませんかというね。そこを厳しく見ないとおかしいんじゃないのかなと思うんですがね。そこらはそんなに甘く見ていいんですか、加藤さん。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 当然、民法上の名誉毀損の概念もあります。民法709条においては、故意であるか過失であるかを問わないというふうにあります。ただ、私はこの議員倫理条例については、単に名誉毀損があったという事実だけではなくて、やはり一定の違法性を阻却する事由というのが認められるべきではないかなというふうに思っております。それはまさに、冒頭に委員長がおっしゃったように、やっぱり発言の自由との均衡においてです。

無条件に、名誉毀損となる発言について政治倫理違反だというふうに認めてしまえば、例えば議論の中で、誰かの誤りを正したりとか誰かの不正を暴いたりするようなことをしたときに、それ自体が当然、名誉毀損となることになります。そういったことも萎縮してしまうというふうな懸念がありますので、一定、議会として発言の自由を狭めるようなことがないように、こういった例外と

というのは認められるべきだというふうに考えております。

また、倫理条例の3条2項にある、「自らの潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない」というところではありますが、今回、吉田議員が説明に来られたことに関しては、特に何かを隠したりとか、何かうそを言ったりとか、そういったことはないというふうに信じております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 先ほど、それぞれ自分の思うところの最終結論的なことを申し述べたので、速やかに採決に入ってください。

○委員長（藤原 正伸君） 申し訳ありません。これも繰り返し申し上げたと思うんですけども、私はそのような手順を踏んでおりません。結論は求めましたけれども、まだ評議の途中でございます。引き続きの評議の中で意見が変わってくることも、もうこれは許されることだと思っております。一旦どちらかの結論を出したからといって、その一貫性じゃないんですけども、それを引き続き最後までお持ちいただく必要はございません。そのための討議を行っていただきたい。どこが重要なポイントなのかということを深めて行っていただきたいという趣旨でございます。

ちょっと時間がないので引き続きにはしたいんですけども、短くお願いします。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 質問だけです。

渚本さんにちょっとお聞きしたいんですが、丸投げ議員というところで松井委員の名前はないと。したがって松井議員という特定はできないんじゃないかと。したがって名誉毀損とまでは至らないというようなニュアンスに聞こえたんでございますが、丸投げ議員という発言の対象議員の中に、松井さんは含まれていないとお考えでしょうか。含まれているとお考えでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 先ほど私が述べたとおりであります。

○委員長（藤原 正伸君） 渚本委員は、明示をされていないというふうにお答えだったと思います。明示はされていない。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 明示はされていないが、3人のうち1人であるという特定は、これは是認されますか。

○委員長（藤原 正伸君） お答えになりますか。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 先ほど言った私の結論に変わりはありません。

○委員長（藤原 正伸君） ここまでとしたいと思います。時間が来ました。今日は締切りの時間を設定しております。

以上で、本日の審査を終了しまして、次回7月16日午前9時から再開したいと思います。御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、そのようにさせていただきます。

これもちまして、朝来市議会政治倫理審査会を閉会します。御苦労さまでした。

午後3時00分閉会
